

**I, 入札参加資格審査電子申請に必要な提出書類の提出期限及び, 提出先 (1P)**

**II, 建設工事等の入札参加資格審査電子申請に必要な提出書類一覧表 (2P)**

**III, 測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格審査電子申請に必要な提出書類一覧表 (5P)**

(追加申請用)

\*\*\*\*\*

**I, 入札参加資格審査電子申請に必要な提出書類の提出期限及び, 提出先**

① 追加申請期間	② 電子申請において別に提出すべき 添付書類の到達期限
令和元年 5月13日(月)から 令和元年 5月17日(金)まで	令和元年 5月24日(金)
令和元年 7月 1日(月)から 令和元年 7月 5日(金)まで	令和元年 7月12日(金)
令和元年10月 7日(月)から 令和元年10月11日(金)まで	令和元年10月18日(金)
令和2年 2月 3日(月)から 令和2年 2月 7日(金)まで	令和2年 2月14日(金)
令和2年 5月11日(月)から 令和2年 5月15日(金)まで	令和2年 5月22日(金)
令和2年 9月 7日(月)から 令和2年 9月11日(金)まで	令和2年 9月18日(金)

②の提出期限(必着)までに1部書類を提出ください(郵送可)。この日までに書類が届かない場合、申請は無効となります。また、複数部提出する必要はありません。

提出先：〒739-0592 安芸高田市吉田町吉田791 安芸高田市建設部管理課 入札・検査係  
(安芸高田市役所本庁 第2庁舎 1階 建設部管理課)  
TEL 0826-47-1201 FAX 0826-47-1206

## II, 建設工事等の入札参加資格審査電子申請に必要な提出書類一覧表

番号	提出書類一覧表	申請者		注意事項等	下記「注1」の記載を確認してください。
		県内業者	県外業者		
1	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書 【様式第1号】及び【広島県の「資格審査申請支援ツール」利用】	○	○	・【様式第1号】に、広島県の「資格審査申請支援ツール」に入力し、CSVファイルに変換する前のものを印刷して添付する。	×
2	建設業法第3条第1項の規定により許可されていることを証する許可証明書又は許可確認書（写し可）	○	○	・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・申請日の3か月前の日以降に許可を受けた場合に限り、許可通知書の写しも可。 ・更新手続中の場合、直近に申請した受付印のある建設業許可申請書（建設業法施行規則に定める別記様式第1号及び別表）の写しも可。	●
3	必要な経営事項審査の総合評定値通知書の写し	○	○		●
4	安芸高田市税について滞納がないことを市長が証した書面（写し不可）	○	○	・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・安芸高田市内に営業所等がないなどのため、安芸高田市に税金を納める必要のない場合には不要。この場合、様式第1号の余白に「安芸高田市税については、納税義務がありません。」と記入。 ・納税証明書は、証明手数料として350円が必要です。	▲
5	国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号その3、その3の2、その3の3のいずれかによる納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し	○	○	・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・消費税及び地方消費税の免税事業者であっても、「納税証明書その3」は発行されます。 ・納税証明書は、納税地を所轄する税務署で発行され、原則即時交付されます。（他の税務署では発行されません。） ・e-Taxを御利用の場合は、所轄の税務署にe-Taxを利用して納税証明書を交付請求することができ、窓口での待ち時間が短縮できます。 ・納税証明書は、証明手数料として交付請求書に400円（e-Taxで交付請求の場合370円）が必要です。 ・納税証明書についての問合せは、最寄りの税務署にしてください。 国税庁のページ（納税証明書の交付請求手続） <a href="http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm">http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm</a> を参照してください。	● （電子納税証明書を添付して電子申請した場合は不要。）
6	営業所一覧表 【広島県の「資格審査申請支援ツール（営業所一覧CSV化ツール）」利用】	○	○	・広島県内に建設業法上の届出をしている営業所が複数ある場合には、全部記入する。 ・県外業者で、広島県内に建設業法上の届出をしている営業所がない場合には、安芸高田市との契約締結権限を有する最寄りの営業所を一つだけ記入する。 ・広島県の「資格審査申請支援ツール（営業所一覧CSV化ツール）」に入力し、CSVファイルに変換する前のものを印刷して添付する。 ※営業所がない場合も印刷して提出する。（CSVファイルの提出は不要。）	×
7	誓約書 【様式第2号】	○	○		×
8	委任状（代表取締役等から支店長などに対する委任事項を証した書面（写し不可）） 【様式第3号】	△	△	・安芸高田市との契約締結権限を有する営業所（一つだけ）への委任状を提出。	▲
9	建設業労働災害防止協会加入証明書の写し	△	△	・加入している者のみ提出。 ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。	▲

10	エコアクション21の認証・登録を示す認証・登録証の写し	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>広島県内の建設業法上の営業所等</u>が、認証・登録している者のみ提出。</li> <li>・経営事項審査の総合評定値通知書の「ISO14001の登録の有無」の欄に「有」と記載がある場合は評価を行いませんので、提出は不要です。</li> </ul>	▲
11	ISO14005準拠の制度における合格判定に係る合格証の写し	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>広島県内の建設業法上の営業所等</u>が、合格証を受けている者のみ提出。</li> <li>・経営事項審査の総合評定値通知書の「ISO14001の登録の有無」の欄に「有」と記載がある場合は評価を行いませんので、提出は不要です。</li> </ul>	▲
12	一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会又は広島県土木施工管理技士会が証する書面の写し	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習単位を取得した技術者を<u>広島県内の営業所等</u>に有している者のみ提出。</li> <li>・証明書に所属する会社等が記載されていない場合は雇用関係を確認できる書類(健康保険証等)を添付してください。</li> <li>・前年度及び前々年度…令和元年5月に申請する場合、H29.4.1～H31.3.31</li> </ul>	▲
13	建築CPD運営会議の建築CPD(継続能力/職能開発)情報提供制度における県内の営業所に所属する建築士又は建築設備士の前年度及び前々年度の認定時間数について、建築CPD運営会議が証する書面(建築CPD運営会議様式3-3)の写し	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習時間を認定された技術者を<u>広島県内の営業所等</u>に有している者のみ提出。</li> <li>・証明書に所属する会社等が記載されていない場合は雇用関係を確認できる書類(健康保険証等)を添付してください。</li> <li>・前年度及び前々年度…令和元年5月に申請する場合、H29.4.1～H31.3.31</li> </ul>	▲
14	建築CPD実績証明書内訳書【様式第4号】	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「13」(建築CPD運営会議が証する書面の写し)の書類を提出する場合のみ提出。</li> </ul>	▲
15	造園CPD協議会の継続的専門能力開発学習制度における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について、一般社団法人広島県造園建設業協会が証する書面の写し	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習単位を取得した技術者を<u>広島県内の営業所等</u>に有している者のみ提出。</li> <li>・証明書に所属する会社等が記載されていない場合は雇用関係を確認できる書類(健康保険証等)を添付してください。</li> <li>・前年度及び前々年度…令和元年5月に申請する場合、H29.4.1～H31.3.31</li> </ul>	▲
16	障害者雇用義務のある者：障害者雇用状況報告書(障害者雇用率2.2%以上であること)の写し 雇用義務のない者：障害者の雇用状況を確認できる書類(障害者手帳等)の写し	△		<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>県内業者のみ</u>が対象。(県外業者が県内の営業所で障害者を雇用していても、対象外。)</li> <li>・雇用義務の有無を確認のうえ、欄外の「注2 障害者の雇用状況について」の要件を満たす場合のみ、提出書類を提出してください。</li> </ul>	▲
17	広島県公共土木施設災害支援制度における広島県公共土木施設災害支援団体認定証又は広島県公共土木施設災害支援制度に係る支援団体登録証明書の写し(登録分野が「情報収集活動」のものに限る)	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定を受けている者のみ提出。</li> </ul>	▲
18	消防団協力事業所表示制度認定証明書の写し【広島県様式】	△		<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>県内業者のみ</u>が対象。(県外業者が県内の営業所で認定を受けていても、対象外。)</li> <li>・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。</li> <li>・「消防団協力事業所表示制度認定証明依頼書兼証明書」により、認定した各市町担当課が発行した証明書を提出してください。</li> </ul>	▲
19	協力雇用主登録証明書の写し【広島県様式】	△		<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>県内業者のみ</u>が対象。(県外業者が県内の営業所で認定を受けていても、対象外。)</li> <li>・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。</li> </ul>	▲

				<ul style="list-style-type: none"> <li>「協力雇用主登録証明書交付申請書兼証明書」により、広島保護観察所（Tel082-221-4651）が発行した証明書を提出してください。</li> <li>証明書発行の申請方法は、郵送のみです。（窓口での申請不可）交付申請書に必ず返信用封筒（宛先記入・82円切手貼付）を同封し、次の宛先まで郵送により申請してください。 〒730-0012 広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎内 広島保護観察所 処遇部門 宛</li> </ul>	
20	暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録を証する書面の写し	△		<ul style="list-style-type: none"> <li>県内業者のみが対象。（県外業者が県内の営業所で認定を受けていても、対象外。）</li> <li>申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。</li> <li>証明書の発行については、公益財団法人暴力追放広島県民会議（Tel082-511-0110）にお問い合わせください。</li> </ul>	▲
21	一般社団法人日本造園建設業協会の実施する街路樹剪定士資格制度における街路樹剪定士の登録認定証の写し	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>造園工事の入札参加資格を希望する者で登録を受けている技術者を有する者のみ提出。</li> </ul>	▲
22	送信完了兼受付表	○	○	※電子申請をされた時に発行される書面。	●
23	82円切手	○	○	※資格認定通知に使用します。	●

（○印は、提出が必須なものを示し、△印は該当する場合に提出が必要なものを示す。）

## （注意点）

### 「注1」

✕：電子申請を利用する場合、提出は不要です。

●：電子申請を利用する場合、提出が必要です。

▲：電子申請を利用する場合、提出が必要です。ただし、該当する場合のみ提出下さい。

「22」以外は、書面申請する場合と同一の書類です。「建設工事等入札参加資格審査追加申請（第1回～第6回）の手引き」の **6 提出書類一覧表（資格審査申請書等）** を併せて、確認下さい。

### 「注2」

#### 障害者の雇用状況について

雇用義務の有無	要件	提出書類（県に提出）
<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定により、第2条第1項に規定する障害者（以下「障害者」という。）を雇用する義務のある者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第9条に規定する障害者雇用率（2.2%）を達成した者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条の規定により公共職業安定所長へ報告した障害者雇用状況報告書（事業主控）の写し</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者を雇用する義務のない者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用している者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類（①②両方必要、ともに写しで可）</li> <li>①本人の身体障害者手帳又は療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳</li> <li>②本人の健康保険証等</li> </ul>

### Ⅲ、測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格審査電子申請に必要な提出書類一覧表

番号	提出書類一覧表	申請者		注意事項等	下記「注1」の記載を確認してください。
		県内業者	県外業者		
1	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書 【様式第1号】及び【広島県の「資格審査申請支援ツール」利用】	○	○	・【様式第1号】に、広島県の「資格審査申請支援ツール」に入力し、CSVファイルに変換する前のものを印刷して添付する。	×
2	営業所一覧表 【広島県の「資格審査申請支援ツール（営業所一覧CSV化ツール）」利用】	○	○	・広島県内に契約締結権限のある営業所等が複数ある場合には、全部記入する。 ・県外業者で、広島県内に営業所がない場合には、安芸高田市との契約締結権限を有する最寄りの営業所を一つだけ記入する。 ・広島県の「資格審査申請支援ツール（営業所一覧CSV化ツール）」に入力し、CSVファイルに変換する前のものを印刷して添付する。 ※営業所がない場合も印刷して提出する。（CSVファイルの提出は不要。）	×
3	有資格技術職員名簿 【様式第2号】	○	○	・有資格技術職員名簿は、安芸高田市独自の様式ですので、この様式以外の様式で提出された場合は受付できません。（国土交通省の「技術者経歴書」とは異なります。）	×
4	希望業務実績調書 【様式第3号】	○	○	・「14」の現況報告書の副本の写し（国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。）の提出があれば、省略可。ただし、「14」の現況報告書に記載以外の分野のものは省略できないため、別途作成。	×
5	安芸高田市の市税について滞納がないことを市長が証した書面（写し不可）	○	○	・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・安芸高田市内に営業所等がないなどのため、安芸高田市に税金を納める必要のない場合には不要。この場合、様式第1号の余白に「安芸高田市税については、納税義務がありません。」と記入。 ・納税証明書は、証明手数料として350円が必要です。	▲
6	国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号その3、の3の2、その3の3のいずれかによる納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し	○	○	・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・消費税及び地方消費税の免税事業者であっても、「納税証明書その3」は発行されます。 ・納税証明書は、納税地を所轄する税務署で発行され、原則即時交付されます。（他の税務署では発行されません。） ・e-Taxを御利用の場合は、所轄の税務署にe-Taxを利用して納税証明書を交付請求することができ、窓口での待ち時間が短縮できます。 ・納税証明書は、証明手数料として交付請求書に400円（e-Taxで交付請求の場合370円）が必要です。 ・納税証明書についての問合せは、最寄りの税務署にしてください。 国税庁のページ（納税証明書の交付請求手続） <a href="http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm">http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm</a> を参照してください。	● （電子納税証明書を添付して電子申請した場合は不要。）
7	法人…直前1年の事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」 個人…直前1年の事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」	○	○	・「14」の現況報告書の副本の写し（国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。）の提出があれば、省略可。 ・資格審査申請書等を提出する日までに直前1年の事業年度の財務諸表の調製が完了していない場合は、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表を提出。	●
8	法人……登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し	○	○	・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・「14」の現況報告書の副本の写し（国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。）の提出があれば、省略可。	▲
9	誓約書 【様式第4号】	○	○		×

10	委任状(写し不可) 【様式第5号】	△	△	・安芸高田市との契約締結権限を有する営業所(一つだけ)への委任状を提出。	▲
11	健康保険, 厚生年金保険, 雇用保険(以下「社会保険等」という。)の加入状況を確認できる書類の写し(社会保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合を除く)	△	△	・健康保険及び厚生年金保険 保険料を納付したことを証する書面, 被保険者資格取得確認又は標準報酬決定通知書, 被保険者報酬月額算定基礎届, その他健康保険及び厚生年金保険への加入が確認できる書類(年金事務所の收受印のあるもの)のいずれかの写し(いずれも直近1年間以内の日付のもの) ・雇用保険 概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面, 労働保険概算・確定保険料申告書, 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書, 雇用保険被保険者証(被保険者のうち, 測量及び建設コンサルタント等業務に従事する職員全員分), その他雇用保険への加入が確認できる書類(労働局の收受印のあるもの)のいずれかの写し(いずれも直近1年間以内の日付のもの)	▲
12	申出書 【様式第6号】	△	△	・社会保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合のみ提出。	▲
13	測量業者登録証明書, 建築士事務所登録証明書, 土地家屋調査士登録証明書, 計量証明事業者登録証明書, 不動産鑑定業者登録証明書, 司法書士登録証明書の写し	△	△	・それぞれの登録を受けており, 申請書(広島県の「資格審査申請支援ツール」の「法令等の登録等の有無」の欄に入力した場合に必要。 ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。	▲
14	建設コンサルタント現況報告書, 地質調査業者現況報告書, 補償コンサルタント現況報告書の副本の写し	△	△	・土木関係建設コンサルタント業務, 地質調査業務, 補償関係コンサルタント業務について, それぞれ国土交通大臣の定めた登録規程による登録業者であり, 申請書(広島県の「資格審査申請支援ツール」の「法令等の登録等の有無」の欄に入力した場合に必要。 ・「14」の現況報告書の副本の写し(国土交通大臣に提出し, その確認印を受けたものに限る。)の提出があれば, 「4」の希望業務実績調書, 「7」の財務諸表等及び「8」の登記事項証明書(商業登記簿謄本)の写しについては省略可。ただし, 「4」の希望業務実績調書については「14」の現況報告書に記載以外の分野のものは省略できないため, 別途作成。	▲
15	ISO9001の認証取得を示す登録証及び附属書の写し	△	△	・広島県内の登記簿上の本店, 営業所, 事業所等が認証を受けており, システムの『申請内容入力』画面の「15 ISO9001取得有無」の欄で「あり」を選択した場合に必要。	▲
16	CPD内訳書 【様式第7号】	△	△	・「17」～「19」の書類のいずれかを提出する場合に必要。	▲
17	測量系CPD協議会の測量CPD制度における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について測量系CPD協議会が証する書面(協議会様式4(団体用))の写し	△	△	・学習単位を取得した技術者を広島県内の営業所等に有している者のみ提出。 ・証明書に所属する会社等が記載されていない場合は雇用関係を確認できる書類(健康保険証等)を添付してください。 ・前年度及び前々年度…令和元年5月に申請する場合, H29.4.1～H31.3.31	▲
18	建築CPD運営会議の建築CPD(継続能力/職能開発)情報提供制度における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の認定時間数について, 建築CPD運営会議が証する書面(建築CPD運営会議様式3-3)の写し	△	△	・学習時間を認定された技術者を広島県内の営業所等に有している者のみ提出。 ・証明書に所属する会社等が記載されていない場合は雇用関係を確認できる書類(健康保険証等)を添付してください。 ・前年度及び前々年度…令和元年5月に申請する場合, H29.4.1～H31.3.31	▲
19	建設系CPD協議会加盟団体の継続教育制度(CPD)における県内の営業所に所属する技術者の前年	△	△	・学習単位を取得した技術者を広島県内の営業所等に有している者のみ提出。 ・安芸高田市の様式指定はありません。建設系CPD協議会に加盟する団体から, 必要事項(氏名, 期間, 学習単位数)を	▲

	度及び前々年度の学習単位数について当該団体が証する書面の写し			<p>確認できる証明書の交付を受け、提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証明書に所属する会社等が記載されていない場合は雇用関係を確認できる書類（健康保険証等）を添付してください。</li> <li>・前年度及び前々年度…令和元年5月に申請する場合、H29.4.1～H31.3.31</li> </ul>	
20	<p>障害者雇用義務のある者:障害者雇用状況報告書（障害者雇用率2.2%以上であること）の写し</p> <p>雇用義務のない者:障害者の雇用状況を確認できる書類（障害者手帳等）の写し</p>	△		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内業者のみが対象。（県外業者が県内の営業所で障害者を雇用していても、対象外。）</li> <li>・雇用義務の有無を確認のうえ、欄外の「注2 障害者の雇用状況について」の要件を満たす場合のみ、提出書類を提出してください。</li> </ul>	▲
21	広島県公共土木施設災害支援制度における広島県公共土木施設災害支援団体認定証又は広島県公共土木施設災害支援制度に係る支援団体登録証明の写し（登録分野が「情報収集活動」のものに限る）	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定を受けている者のみ提出。</li> </ul>	▲
22	<p>消防団協力事業所表示制度認定証明書の写し</p> <p>【広島県様式】</p>	△		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内業者のみが対象。（県外業者が県内の営業所で認定を受けていても、対象外。）</li> <li>・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。</li> <li>・「消防団協力事業所表示制度認定証明依頼書兼証明書」により、認定した各市町担当課が発行した証明書を提出してください。</li> </ul>	▲
23	<p>協力雇用主登録証明書の写し</p> <p>【広島県様式】</p>	△		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内業者のみが対象。（県外業者が県内の営業所で認定を受けていても、対象外。）</li> <li>・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。</li> <li>・「協力雇用主登録証明書交付申請書兼証明書」により、広島保護観察所（TEL082-221-4651）が発行した証明書を提出してください。</li> <li>・証明書発行の申請方法は、郵送のみです。（窓口での申請不可）交付申請書に必ず返信用封筒（宛先記入・82円切手貼付）を同封し、次の宛先まで郵送により申請してください。</li> </ul> <p>〒730-0012 広島市中区上八丁堀2-3 1 広島法務総合庁舎内 広島保護観察所 処遇部門 宛</p>	▲
24	暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録を証する書面の写し	△		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内業者のみが対象。（県外業者が県内の営業所で認定を受けていても、対象外。）</li> <li>・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。</li> <li>・証明書の発行については、公益財団法人暴力追放広島県民会議（TEL082-511-0110）にお問い合わせください。</li> </ul>	
25	送信完了兼受付表	○	○	※電子申請をされた時に発行される書面。	●
26	82円切手	○	○	※資格認定通知に使用します。	●

（○印は、提出が必須なものを示し、△印は該当する場合に提出が必要なものを示す。）

## （注意点）

### 「注1」

- ✕：電子申請を利用する場合、提出は不要です。
- ：電子申請を利用する場合、提出が必要です。
- ▲：電子申請を利用する場合、提出が必要です。ただし、該当する場合のみ提出下さい。

「25」以外は、書面申請する場合と同一の書類です。「測量及び建設コンサルタント等業務競争入札参加資格追加申請（第1回～第6回）の手引き」の 5 提出書類一覧表（資格審査申請書等） を併せて、確認下さい。

「注2」

障害者の雇用状況について

雇用義務の有無	要件	提出書類（県に提出）
<p>・障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定により、第2条第1項に規定する障害者（以下「障害者」という。）を雇用する義務のある者</p>	<p>・障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第9条に規定する障害者雇用率（2.2%）を達成した者</p>	<p>・障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条の規定により公共職業安定所長へ報告した障害者雇用状況報告書（事業主控）の写し</p>
<p>・障害者を雇用する義務のない者</p>	<p>・障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用している者</p>	<p>・障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類（①②両方必要、ともに写しで可）                      ①本人の身体障害者手帳又は療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳                      ②本人の健康保険証等</p>